

上板町地域水田フル活用ビジョン

上 板 町

1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

上板町は、徳島県の北東部、吉野川平野の中央部に位置し、北は阿讃山脈、南は吉野川に接し、中央を東流する宮川内谷川が二分している。北部は南面扇状傾斜地で、南部は極めて平坦である。その環境のもとで水稲や園芸作物、果樹等の生産を行い、県内でも比較的有数の産地となっている。

一方、本町における水田面積は全耕地面積の約7割を占めるが、一戸当たりの水田面積が狭小であり、水田における土地利用型農業については、進んでいない状況にある。しかし、南部は県下でも有数の酪農地帯であるため国産飼料増産に飼料作物生産組合への土地利用集積も進展してきている。また、高齢化や後継者不足による生産活動の停滞、不作付地の増加等が予測される中、農地中間管理機構の農地集積の仕組みを活用及び町単独農地集積事業の活用による担い手への農地集積推進を行っている。

米の直接支払交付金が廃止となった平成30年度以降についても、米価安定を図るため主食用米の過剰作付を抑制し、需要に応じた米生産等の生産対策及び経営対策を一体的に実施することで、経営所得安定対策を活用した農業経営の安定や産地強化を推進していく。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

本町の水田利用の活性化として地域特例作物及び飼料作物等の推進・定着を図ってきたが、水田利用型作物として飼料作物・緑肥（地力増進作物）並びに野菜等が大半を占めており、麦・大豆においてはほぼ自家消費であるのが現状である。

主食用米の需要減が見込まれるなか、非主食用米への転換については引き続き飼料用米を転作作物の中心作物と位置づける。

飼料用米の販売先は、JA系統への出荷を基本とするとともに、「流通の効率化（フレコンバッグによる出荷、県内需要者との相対取引）」への取組に対して産地交付金を活用することで、飼料用米の作付を行う農家手取りの向上を図る。

また飼料作物・新規需要米（稲発酵粗飼料稲）に関しては飼料購入費節減による畜産経営の安定した発展を目指し、耕畜連携による飼料作物の自給率向上を引き続き推進する。

野菜等に関しては、需要者ニーズに沿った産地体型を図り、上板町に即した水田利用を形成していく。

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

本町における農業は、兼業農家が大半を占めるなか、農業従事者の高齢化及び後継者不足、それに伴う不作付地の増加等が予測される。これまでと同様に、今後においても、農業を生涯の職業とし農地を維持していくことができる者、及び効率的で安定した農業経営を目指す認定農業者・認定新規就農者を地域農業の担い手と位置付ける。

更に、平成12年に発足した耕畜連携組織、飼料作物生産組合も国産飼料増産のための

担い手組織として引き続き推進していく。担い手リストについては、経営所得安定対策の加入意向及び交付金活用状況等を考慮して作成し、必要があれば修正等の変更を行う。

また、農業振興の長期的維持発展のため、各農業者の意見を汲み取ることはもちろんのこと、農業に関連する各種団体、JA、行政機関等の連絡協調を密にし、現状における担い手の育成並びに飼料作物生産組合の育成、新技術導入による農作業の省力化、労働条件の改善等により、今後農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように新規就農者への支援並びに認定農業者になり得る者への呼びかけ等を行い、担い手間の組織づくりができるよう図っていく。

なお、担い手への農地集約については、農地中間管理機構による農地集積の仕組みと、町単独農地集積事業を活用することで、併せて不作付地の再利用等による不作付地の解消に繋げ、本町の地域特性に応じた農業生産力の維持・増強と農業の活性化を目指す。

2 作物ごとの取組方針等

麦・大豆

麦・大豆については、表・裏作の組み合わせにより、農地の有効利用を図り推進する。

- ① 期間借地や作業受委託等を組織的に進め、生産性の高い麦・大豆作りを推進する。
- ② 湿害回避のため、ほ場の排水対策を進める。

非主食用米（飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米、加工用米）

飼料用米

- ① 主として主食用水稲を生産する農家を中心に転作作物の中心作物として飼料用米の生産を推進。
- ② フレコンバックによる出荷や県内需要者との相対取引による「流通の効率化」への取組を推進する。

WCS用稲

休耕地の有効利用や、面的集積による作付、及び疎植などによる「低コスト生産」への取組や、耕畜連携に取り組むことで水田農業の構造改革促進及び飼料自給率向上を図り、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した粗飼料増産を促進する。

米粉用米

米粉の消費拡大を図るため、JA等と連携した需要開拓による生産を支援する。

新市場開拓用米

国内の主食用米の消費が減少する中、非主食用米として平成30年度から引き続き、需要者との契約に基づくコメの新市場開拓（輸出用米、系商品原材料用等）への取り組みを推進する。

加工用米

実需者と担い手等との安定した生産出荷を支援する。

高収益作物（園芸作物等）

園芸作物等については、園芸産地の維持・発展を目指すと共に、今後も生産性の高い産地づくりを推進する。

高収益作物（産地戦略作物）

J A等との連携による作付面積の維持・拡大と農家所得の向上に繋がる作物として町協議会が選定する「産地戦略作物 3品目（えだまめ、ブロッコリー、にんじん）」について、産地強化を目指す。また、産地戦略作物の中で特に産地化を目指す1品目として「にんじん」を設定し、「にんじん」については二毛作助成も行うことで一層の産地強化を目指す。

また、収益性の高い作物として地域が定める作物の生産拡大を推進することで、水田の有効活用や生産者の所得向上を図る。

なお、ほ場条件や労働力問題から当年作付が困難な水田については、助成対象外作物ではあるが、地力増進作物・景観形成作物の作付や農地中間管理機構の活用を推進し、耕作放棄地の発生予防に努める。

畑地化の推進

農地を有効活用し、高収益品目等の導入推進を図るため、以下の全ての条件を満たす畑地化による畑作物本作化への取組を推進する。

- ① この取り組みにより概ね5 ha以上の概ね団地化された畑地が形成されること。
- ② 5年間は（自家利用を含む）販売を目的とした作物を自らが作付すること。
- ③ 現に継続して農地として利用されており（耕作放棄地、不作付地、自己保全管理は不可）、30年度に戦略作物、または産地交付金の交付対象作物が作付された農地であること。

3 作物ごとの取組予定面積（未交付水田も含む全て）

（単位：ha）

作物名	前年度の 作付面積 (ha)	当年度の 作付予定面積 (ha)	2020年度の 目標作付面積 (ha)
主食用米	374.5	374.0	374.0
飼料用米	7.7	7.7	9.0
米粉用米	—	0	0.8
新市場開拓用米	—	0	1.0
WCS用稲	33.9	33.9	35.0
加工用米	0	0	0
備蓄米	16.3	16.3	16.3
麦	0.6	0.6	0.6
大豆	0.8	0.8	0.8
飼料作物（2毛を含む）	34.1	34.1	35.0
そば	0.7	0.7	0.7
その他地域振興作物（産地戦略作物3品目は別記）			
野菜	86.4	86.4	87.0
花き・花木	2.9	2.9	3.0
果樹（新植）	0	0	0
地力増進・景観形成	28.0	28.0	28.0
その他	1.0	1.0	1.0
産地戦略作物			
えだまめ	11.4	11.4	12.0
ブロッコリー	9.9	14.0	15.0
にんじん（2毛含む）	44.6	45.0	45.0

4 課題解決に向けた取組及び目標 ※実績値を参照 (単位：ha)

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度 (実績)	目標値 (2020年度)
1	えだまめ	販売目的で栽培する高収益作物のうち、産地化を進めるため産地戦略作物として設定	作付面積の拡大	11.4	11.4
2	ブロッコリー			9.9	13.0
3	にんじん			13.0	14.0
4	にんじん			二毛作による取組	31.6
5	麦・大豆	麦・大豆技術向上加算	取組面積の拡大	麦：0 大豆：0	麦：0.6 大豆：0.8
			単収10a当たり	麦：180kg 大豆：67kg	麦：210kg 大豆：73kg
6	上記3品目以外の地域が定める作物(別記のとおり)	販売目的で栽培する高収益作物	作付面積の拡大	58.3	61.8
7	飼料用米	流通効率化(フルコン出荷)	取組面積の拡大 取組割合	26.0%	30.0%
8		流通効率化(県内需用者と相対取引)	取組面積の拡大 取組割合	73.9%	75.0%
9	輸出用米、WCS用稲、米粉用米	生産効率化(低コスト生産)	取組面積の拡大 取組割合	— —	10.6%
10	飼料用米	耕畜連携(わら利用)	取組面積の拡大	2.7	3.0
11	粗飼料作物等(輸出用米、WCS用稲、米粉用米)	耕畜連携(資源循環)	取組面積の拡大	7.6	8.0
12	飼料用米、米粉用米	多収品目による取組	取組面積の拡大	0.6	0.7
13	麦、大豆、飼料作物等WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、そば、なたね	戦略作物等の二毛作への取組	取組面積の拡大	19.0	20.0
14	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付	作付への取組	0	1.0
15	—	畑地化への取組	取組面積	0	5.0
16	野菜、花き、花木、果樹、輸出用米	高収益作物拡大加算	取組面積の拡大	—	5.0

別記

対象作物の一覧を明記

(別記)

地域協議会が推進する野菜等品目一覧

野菜	さつまいも、きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ、白菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、レタス、大根、にんじん、さといも、れんこん、しょうが、えだまめ、きぬさや、未成熟とうもろこし(スイートコーン)、ばれいしょ、かんしょ、アスパラガス、きのこ類、しろわり、甘長とうがらし、オクラ、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、とうもろこし、水菜、春菊、三つ葉、せり、パセリ、ふき、しそ、にんにく、にら、らっきょう、みょうが、食用菊、かぶ、ごぼう、やまいも、くわい、あおさやえんどう、未成熟そらまめ、まくわうり、みぶな、いんげん豆、サニーレタス、すぐき菜、一寸空豆、なた豆、さんど豆、たらの芽、小松菜、菜の花(食用) チンゲンサイ、ししとう、野沢菜、藍(食用)
豆類	大豆、大豆(黒大豆) 小豆、落花生
花き	洋ラン、観葉植物、菊、百合
花木	
果樹	もも、うめ、びわ、かき、くり、いちじく、ゆず、ゆこう、すだち、やまもも、すもも、レモン、みかん
特産	藍
その他	たばこ、こんにゃく、ハトムギ、さとうきび、イグサ

5 地域水田フル活用ビジョン実現のための手段

(1) 経営所得安定対策の活用方法

収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の活用

対象作物（主食用水稲、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）の当年産の販売収入の合計が、標準的収入（地域別の過去5年の内、最高・最低を除く3年の平均）を下回った場合に、その差額の9割を国の交付金と農業者からの積立金で補てんを行う。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の活用

畑作物の直接支払交付金の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う認定農業者、集落営農、認定新規就農者に対し助成を行う。

水田活用の直接支払交付金の活用

I 戦略作物助成

販売農家または集落営農が、当年産において販売目的で戦略作物（麦・大豆・飼料作物・新規需要米・加工用米）を作付けする場合に、作付面積に応じて助成を行う。

II 産地交付金

① 産地戦略助成

出荷・販売により農業者の所得増加につながる高収益作物として、産地戦略作物（えだまめ、ブロッコリー、にんじん※）、及び産地戦略作物以外の野菜等の作付に対し、作付面積に応じて助成を行う。

※ 産地戦略作物のにんじんのみ2毛作でも助成も可能とする。

産地戦略作物以外の野菜（地域が定める作物）

○ 野菜類（自給力向上作物）

○ 一般作物（花卉・花木・果樹（新植のみ）・特産（藍、さとうきび）・その他）

② 麦・大豆技術向上加算助成

麦及び大豆（黒大豆を除く）の品質・収量向上を図る取組に対し、その作付面積に応じて加算助成を行う。

③ 担い手集団加算

組織的な担い手の取組を進め、効率的・低コスト化・農地の集積を図り、出荷・販売目的で主食用米を除く全品目の基幹作、及び産地戦略作物で2毛作助成を行った作物を作付ける取組に対し、その面積に応じて加算助成を行う。

④ 飼料用米流通効率化加算

新規需要米（飼料用米）の① フレコンバックによる出荷をすること、または②

県内畜産農家等へ直接出荷し、且つそれが県内での混合・消費、または3年以上連続する供給契約によるもの、または③ ①と②の両方の取組に対し、その面積に応じて加算助成を行う。

⑤ 輸出用米・WCS等生産効率化加算

輸出用米、WCS用稲、米粉用米の作付にあたり、1ha以上の面的集積地での作付、または疎植や温湯種子消毒などの低コスト生産への取組に対し、その面積に応じて加算助成を行う。

⑥ 飼料用米・米粉用米多収品種加算

飼料用米・米粉用米の多収品種による生産・出荷に対して作付面積に応じて助成を行う。

⑦ そば・なたね助成

播種前契約に基づく そば・なたねの出荷・販売に対して作付面積に応じて助成を行う。

⑧ 耕畜連携助成

飼料作物等を作付けする、または作付した水田で耕種農家と畜産農家の連携の取組（わら利用・水田放牧・資源循環）に対し、その取組面積に応じて助成を行う。

⑨ 二毛作助成

販売農家または集落営農が、当年産において販売目的で「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の組み合わせによる二毛作を行う場合に、二毛作として作付けする戦略作物の作付面積に応じて助成を行う。

⑩ コメ新市場開拓支援

需要者と契約を締結し、米の新市場開拓（輸出用米、化粧品原料等）への取組に対して助成を行う。

⑪ 畑地化対策助成

対象水田を畑地化し、畑作物の本作化への取組に対して助成を行う。

ただし【1】概ね5ha以上の団地化、且つ【2】最低5年間の販売目的での自作、【3】該当地が既に継続して農地利用され30年度に主食用米、戦略作物、または産地交付金の交付対象作物が作付された農地の全ての条件を満たす場合に限る。

(2) その他の事業の活用

国補事業、県単独事業などの活用により担い手等の経営確立及び発展を促進し、担い手等が地域農業を担う体制整備に努める。

(3) 主食用米及び作物の作付状況の確認方法

営農計画書に基づき水稲以外の作物に対し転作札を作成。

作成した転作札は農家へ送付し、対象田に立札を立ててもらい現地確認を行う。

主食用米については、農業共済組合から水稲共済引受面積に関する情報の提供によりデータ照合を行ったうえで、現地確認により確認する。

(4) 担い手の明確化

農業を生涯の職業とし、農地を維持していくことができる者、効率的で安定した農業経営を目指す認定農業者等を地域農業の担い手として位置付ける。

また、耕畜連携組織・飼料作物生産組合も国産飼料増産のために担い手組織として推進していく。

以上をふまえ、担い手リストを整備し、必要があれば修正等の変更を行う。